

1996年11月30日

内閣総理大臣 橋本龍太郎 殿

## 日本政府のアフリカゾウ附属書格下げ・象牙取引解禁提案 を支持する意思表示に対する抗議と要望

私たち自然保護、動物保護に取り組む NGO は、日本政府が、ワシントン条約における、南部アフリカ諸国のアフリカゾウ (*Loxodonta africana*) を附属書 I から附属書 II へ格下げする提案を支持する旨表明したことに対し、その意思を撤回するよう求め、さらに、アフリカゾウを保護する活動を積極的に支援するように求めます。

私たちは、広範にはびこりかつ制御不能な状況にある密猟を封じるためには、アフリカゾウの全個体群が附属書 I に留められることが是非とも必要であると強く認識するものです。

1996年10月30日付朝日新聞の報道によりますと、首相はナミビア大統領に対し、「(アフリカゾウ) 専門家 (パネル) の結果を待って」としつつ、ナミビア、ボツワナ、ジンバブエらによる、アフリカゾウをワシントン条約の附属書 I から附属書 II に格下げし象牙取引の再開を求める提案について、「(日本政府のよって立つ) 原則に沿っており、支持したい」と表明されたとのことでした。

しかし、今般の意思表示は、その結論自体不当であるばかりでなく、1994年開催のワシントン条約第9回締約国会議においてなされた議論・合意を含め、ワシントン条約(以下、「条約」といいます)の趣旨を踏みにじるものです。

以下、その理由の要旨を述べます。

第1に、アフリカゾウ格下げの決議7.9に基づいて行われ、その際、アフリカゾウ専門家パネルの報告が考慮されることになっています。この報告は、慎重でかつ裏付けのある議論をするための情報と共に、各締約国に提出されます。この報告の内容が、取引の影響を受けている原産国のゾウの個体数や、原産国のゾウ個体群を効果的に保護管理し又取引をコントロールする能力等々多くの事項に及ぶことはご承知のとおりです。

そうしますと、確定的なパネル報告が公表される前に、提案国でない締約国が軽々しく提案支持の意見を述べることは適切を欠くきらいがあります。現に、我々は、専門家パネルが既に、ジンバブエの提案につき、ある問題点を指摘しているとの情報を得ておりますが、首相は意思表示の時点では、そのような問題点は一切出てこないだろうと独自に判断をされたのでしょうか。あるいは、問題点が出て日本政府的結論に影響は与えないとの趣旨で提案支持に踏み切られたのでしょうか。いずれにしても、大きな問題であります。

しかも、日本は常設委員会の議長国という、条約の施行運用上非常に責任のある立場です。日本が限定的国際取引を実現してでも象牙取引を再開したい意向をもっていることは、各締約国間には周知のことではありますが、こうした特別の利害関係を持つ事項について、常設委員会議長国が軽率な行動をとることは、条約運営上の規律を乱すものであって、条約の施行運用上、非常に不適切な措置であったというべきです。

第2に、第9回締約国会議における議論の中でも再三指摘された、格下げ提案の引き起こす重大な影響を考慮していない点も表に問題です。すなわち、第9回締約国会議におけるケニア共和国やザンビア共和国の発言に象徴されるとおり、締約国会議でアフリカゾウの付属書格下げが議題になるという情報が流れるや否や、密猟が活発化することが、実例とともに再三、強調されました。世界最大の象牙消費国である日本の提案支持が、こうした影響を格段に高めることは明白です。

第3に、第9回締約国会議において南アフリカ共和国とスーダン共和国による格下げ提案が審議された際、多くの締約国は、原産国の多数が反対する以上、提案を支持することはできないとの意思を明らかにしました。そして、長期にわたる保護を効果的に実施するためには、原産国共通のアプローチがとられることが必要であることも指摘されました。その結果、アフリカゾウの取引全般（もちろん、格下げの決議も含む）に関して、アフリカの原産国間で1997年の第10回締約国会議までに複数の会合を持ち、その総意を形成する、との趣旨の提案が締約国会議によって支持されました。その後、上記会合はセネガル共和国のダカールで開催されることとなったわけですが、そこで形成されるはずの原産国の総意が示される前に、ごく一部の生息国の提案を特別に遇する扱いをすることは、締約国会議で支持された提案、および会議でなされた議論の趣旨に反します。

ザンビアは第9回締約国会議において、自国には限られた資源しかないので、ゾウの保護を行うには、国際取引禁止の維持に頼るしかない旨を述べていました。日本政府は、現場で生物多様性を守るために保護管理を行っている生息国の悩みに対して十分な理解を持つべきです。

第4に、アフリカゾウの格下げを支持するという結論自体についての問題です。

そもそも、アフリカゾウの国際取引の歴史的経過と生物学的特徴をみれば、その保護を弱体化させることが種に対し壊滅的打撃を与えるであろうことは明白です。

1979年から1989年の間に、アフリカゾウの個体数が120万頭から60万頭未満にまで激減したのは、象牙の国際取引が原因です。アフリカゾウを付属書Iに掲載し、象牙その他のゾウの部分の取引を禁止することが決議された1989年以降、初めて個体群の回復が見られるようになりました。

アフリカゾウの妊娠期間は22ヶ月であり、しかも、一度に一子、数年に一回しか出産

しませんから、個体数の回復は緩慢なものとならざるを得ません。

従って、取引禁止が実施された1990年からわずか6年間の間に劇的な個体群の回復が生じることは物理的に不可能です。この点は、第9回締約国会議のトーゴの提案がこの実態に即した具体的提案を行うなど、生息国を中心に再三指摘されていたところです。なお、前記新聞報道によりますと、ナミビアら南部アフリカ諸国は、「アフリカ象は、南部では増え、森林など環境を破壊する要因」などとも主張されているようですが、1995年のIUCN/UNEPによる全アフリカでの調査報告でも、少なくとも種全体としては顕著な回復は見られていません。又、人間の圧迫からの逃げ込みなどによる狭い空間への集中のような自然でない状態にない限り、植生の破壊などは起こり得ません。人間の圧迫のない時代のアフリカは豊かな植生の下にゾウが生きていた事実が、このことを雄弁に反論するでしょう。

また、象牙市場は突出した潜在的規模を有しており、種個体群に対する取引の影響力は、他の種と比較しても並外れています。一地域個体群のしかも象牙以外の製品の取引の解禁であっても、全アフリカ、さらにはアジア地域のアジアゾウにまで多大な悪影響を及ぼすことも、アフリカ諸国、インドなどが強く指摘しているとおります。

そうだとすると、1997年段階で、3カ国によるアフリカゾウの格下げ提案のひとつでも可決されることがあれば、この7年間になされてきたアフリカゾウの種としての保護さらにはアジアゾウの保護に対する努力を水泡に帰せしめかねません。

第5に、日本政府は、象牙の最大消費国として、わずか10年間でのアフリカゾウの個体数半減に加担した責任を十分に自覚すべきです。

いうまでもなく野生動物は自然環境の重要な部分を構成しています。1992年に開催された地球サミットにおいて、日本は環境保全を重視すると宣言しながら、国際的自然環境の重要な構成要素であるゾウの商業利用を推進しようというのは、大きな矛盾ではないでしょうか。

日本は、この間、「種の保存法」の改正作業を行いました。しかし、象牙については、従来の登録制度の適用を除外し、ストックについてさえ、新たに規定された監督官庁の管理機能を十分に発揮できない制度（管理票による任意的管理）が適用されるにとどまる一方、かえって象牙製品の消費を刺激する仕組み（認定制度による標章の付与）を創り出してしまいました。

その上で、すでに述べたアフリカ諸国の総意を軽視し、専門家パネルの結論も出していない段階で、あえてこのような意思表示を行ったのでは、またも歴史的反省に乏しい国だとの批判を受けることとなるでしょう。

私たちのうち日本のNGOは、日本人として、日本政府がこのような日本のイメージを創り出すことに憂慮の念を禁じ得ません。

以上述べさせていただいた点から、私たちは、首相に対し、次の点を要望いたします。

今般の意思表示、すなわちナミビア、ジンバブエ、ボツワナによるアフリカゾウの附属書格下げ提案支持を撤回すること、

アフリカゾウ衰退に対する歴史的反省に立ち、アフリカゾウが国際取引によって悪影響を受けることを防止するための政策立案、施策の実施を日本政府の優先課題とすること、

さらに、原産国におけるアフリカゾウの保護に対し、一部の国に偏することなく、十分な援助を行うこと

以 上

(国内 NGO) (海外 NGO)

(計 5 1 団体) (計 4 1 団体) (国内・海外 NGO 計 9 2 団体)

(JWCS 会報 No.8 1996年12月より転載)